

- 変更届提出の必要・不要は、条例第49条第3項・条例規則第24条を確認して判断ください。軽微な変更の場合は、届出が不要です。  
(末尾のページに、条例の抜粋を記載)
- 必要・不要が不明な場合は、電話でお問い合わせください。
- 変更届を提出する場合、表紙、及び、CASBEE 京都のデータを電子データで再提出する必要があります。

第2号様式 (第23条関係)

建築物排出量削減計画変更届

提出日を記入

(宛先) 京都市長	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社〇〇 代表取締役 審査 建太郎 電話 075-000-0000

チェック  忘れずに

第49条第3項 ← 変更届

京都市地球温暖化対策条例  第52条第2項において準用する同条例第49条第3項の規定により届け出ます。  
↑ 2,000㎡未満の任意提出の変更届

変更の内容	変更する事項	① 届出者 (建築主) の変更 ② 耐用年数が長い材料及び設備の利用 ③ ②の変更による建築環境総合性能評価システムによる評価の結果
	変更前	① 住所: 京都市中京区上本能寺前町488番地 氏名: 建築 審子 ② Q2/2.2.1 レベル3 Q2/2.2.2 レベル2 Q2/2.2.3 レベル2 ③ BEE=2.7 ランクA
	変更後	① 住所: 京都市〇〇区〇〇町〇〇番 氏名: 株式会社〇〇 代表取締役 審査 建太郎 ② Q2/2.2.1 レベル5 Q2/2.2.2 レベル5 Q2/2.2.3 レベル5 ③ BEE=3.0 ランクS
変更の理由	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           権利関係の変更 設計変更         </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>変更の理由を簡潔に記載</p> </div>	

注 該当する

- 変更の内容を簡潔に記載。
- 建築環境総合性能評価システムによる評価の結果が変更となる場合は、②③のように、変更となった評価項目、レベル、ランクを明記。  
(点線内の書き方参照)
- 添付する図面等の資料には、①②③のように番号を振り、変更箇所を赤囲いして明示。

変更箇所は赤囲い。

「変更の内容」に記載した番号も記載。

要綱第1号様式

建築物排出量削減計画書

変更届と同じ提出日を記入

( 宛 先 )	京 都 市 長	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
① 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市〇〇区〇〇町〇〇番	氏名(法人にあっては、名称及び代表名) 株式会社〇〇 代表取締役 審査 建太郎

チェック☑忘れずに

京都市地球温暖化対策条例  第49条第1項  
 第49条第3項 ← 変更届  
 第52条第1項  
 第52条第2項において準用する同条例第49条第3項  
の規定により提出します。 ↑ 2,000㎡の任意提出の変更

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築		
工事着工予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
工事完了予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
建築物の概要	名 称	株式会社〇〇 本社ビル 新築工事		
	所 在 地	京都市〇〇区〇〇通東入〇〇上ル〇〇町〇-〇		
	構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上5階地下1階
	敷地面積	1234.56平方メートル	高 さ	15.5メートル
	建築面積	450平方メートル	床面積の合計 (1棟増築の場合の増築部分の床面積)	2345.67平方メートル ( 平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	2345.67平方メートル	
		ホ テ ル 等		
		病 院 等		
		物品販売業を営む店舗等		
		事 務 所 等		
学 校 等				
飲 食 店 等				
集 会 所 等				
工 場 等				
建築環境総合性能評価システムによる評価の結果	BEE=3.0 ランクS ③			
金融機関の融資制度を利用するための受領確認書の交付について (販売を目的とした住宅を計画する場合のみ記入すること)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない		
設計者の住所及び氏名の公表について	<input checked="" type="checkbox"/> 公表可	<input type="checkbox"/> 公表不可		

温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置	概 要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁，屋根又は床の断熱	屋根・外壁：ウレタンフォーム 床：ポリスチレンフォーム
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	Low-e複層ガラス
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明
<input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの利用	太陽光発電設備
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	
<input checked="" type="checkbox"/> 地域産木材の利用	市内産木材を内壁の内装材に使用
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水用便器の設置
<input type="checkbox"/> 雨水，雑排水等の利用	
<input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用	品確法 等級3 補修・更新必要期間の長い材料を使用
<input type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施	外構を緑化（緑化計画書提出済み）
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の設置	
<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置	
<input type="checkbox"/> 代替フロン由来の温室効果ガス排出削減	
<input type="checkbox"/> その他	

②

変更になった部分のみ赤囲い

- 注1 該当する□には，レ印を記入してください。
- 2 この計画書には，温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる書類を添付してください。
- 3 この計画書は，建築物の棟ごとに作成してください。（敷地内増築，棟別新築の場合は，新築の扱いとなります）

(建築物排出量削減計画書の提出等)

第49条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物排出量削減指針に基づき、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 建築物排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容
- (5) 第57条の規定に基づく同条の建築環境総合性能評価システムによる評価の結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、**前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の建築物排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。**

(建築物排出量削減計画書の変更の届出を要しない**軽微な変更**)

第24条 **条例第49条第3項ただし書**に規定する別に定める軽微な変更は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）の変更を伴わない変更
  - (2) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容の変更を伴わない変更
  - (3) 建築環境総合性能評価システムによる評価の結果の変更を伴わない変更（工事完了の届出）
- 第25条 条例第51条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書